

特集

森林環境譲与税 自治体の活用状況と林野庁の取組

令和元年度に市町村（特別区を含む。以下同じ。）を中心とする森林整備を進めるための新たな財源として「森林環境譲与税」の譲与が始まってから、丸5年が経過しました。全国の市町村では、森林環境譲与税の活用により、間伐等の森林整備、人材育成・担い手の確保、木材利用・普及啓発などの取組が展開されています。そして、令和6年度からは森林環境譲与税の原資となる「森林環境税」の課税が始まり、森林環境譲与税の活用状況に対する社会の関心は、これまで以上に高まっています。

本稿では、令和5年度における各自治体の森林環境譲与税の活用状況と、更なる有効活用に向けた林野庁の取組について紹介します。

1 森林環境税と森林環境譲与税の仕組み

「森林環境税」は、個人住民税均等割の枠組みを用いて、市町村が国税として1人年額1,000円を徴収する新たな税であり、令和6年度から課税が始まりました。

一方、「森林環境譲与税（以下、「譲与税」という。）」は、森林環境税による税収を原資として、その全てが市町村における森林整備の促進のため、市町村と都道府県に譲与される財源です。既に、令和元年度から譲与が開始されており、各市町村・都道府県への譲与額は、自治体別の私有林人工林面積、林業就業者数及び人口に基づいて算出されます。令和5年度は、全国で総額500億円が譲与されました。

譲与税の使途は、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）」に基づき、市町村では、間伐等の「森林の整備に関する施策」と、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に、都道府県では、「森林整備を実施する市町村の支援等に関する施策」に充てられることとされています。

なお、同法により、全ての市町村・都道府県は、インターネット等により、譲与税の使途を公表することが義務付けられています。

2 森林環境譲与税の活用状況

(1) 活用額の推移

譲与税の活用額は、年々増加しています。令和元年度の96億円（譲与額に対する割合は48%）から令和5年度には464億円（同93%）まで増加しました。活用額の内訳を見ると、約6割が間伐等の森林整備に活用されています。

また、未活用分については、現時点において、森林整備の準備段階（森林所有者の意向確認等）のため、今後、森林整備に活用する予定であったり、公共建築物の建替えのため複数年度分を計画的に積み立てて活用する予定などとされており、今後より一層の活用が見込まれます。

(2) 市町村における取組

全国の市町村では、譲与税の活用により、森林整備、人材育成、木材利用・普及啓発の取組が着実に進められています。



森林環境譲与税の活用額

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 予定
活用額	96億円	210億円	270億円	399億円	464億円	(602億円)
うち 間伐等の森林整備関係	44億円	111億円	150億円	234億円	276億円	(368億円)
うち 人材の育成・担い手の確保	31億円	51億円	57億円	68億円	75億円	(93億円)
うち 木材利用・普及啓発	21億円	48億円	63億円	97億円	113億円	(141億円)
(参考)譲与額	200億円	400億円	400億円	500億円	500億円	-

(参考)市町村・都道府県別

市町村	65億円	163億円	217億円	341億円	406億円	(533億円)
都道府県	31億円	47億円	53億円	58億円	58億円	(70億円)

注1：総務省・林野庁調べ

注2：令和6年度予定の金額については、令和6年6月時点で自治体への聞き取り結果をとりまとめたもの。

注3：令和6年度譲与額については、森林環境税の収入額を踏まえて決定。

森林環境譲与税を活用した市町村における主な取組実績

区分	主な取組実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考)累計
間伐等の森林整備関係	意向調査実施面積	約12.5万ha	約21.6万ha	約18.0万ha	約18.3万ha	約21.0万ha	約91.4万ha
	森林整備面積 (うち間伐面積)	約0.6万ha (約0.4万ha)	約1.8万ha (約1.0万ha)	約3.1万ha (約1.4万ha)	約4.3万ha (約2.0万ha)	約5.2万ha (約2.3万ha)	約15.0万ha (約7.1万ha)
	森林作業道の整備	約8.9万m	約23.3万m	約40.6万m	約50.2万m	約85.1万m	約208.1万m
	林道・林業専用道の整備	約0.1万m	約0.5万m	約1.4万m	約1.2万m	約1.6万m	約4.8万m
人材の育成・担い手の確保	研修等の参加者数	約0.7万人	約0.5万人	約0.6万人	約1.0万人	約1.1万人	約3.9万人
木材利用・普及啓発	木材利用量	約0.5万m ³	約1.3万m ³	約2.3万m ³	約2.8万m ³	約3.1万m ³	約10.0万m ³
	イベント、講習会等	約900回	約1,000回	約1,800回	約2,400回	約2,600回	約8,700回
	参加者等	約8.8万人	約5.6万人	約12.5万人	約18.9万人	約25.2万人	約71.0万人

注1：総務省・林野庁調べ

注2：本実績値には、森林環境譲与税と他の財源を組み合わせで行った事業の実施分も含まれている。市町村によって取組の内容は様々であり、「主な取組実績」は、代表的なものを提示している。



植栽地へのシカ被害防止対策(岡山県美作市)



森林経営管理制度に基づく間伐の実施(愛媛県西条市)

令和5年度には、森林整備の取組として、森林経営管理制度に基づく森林所有者への意向調査が約21万ha、間伐等の森林整備が約5・2万ha、森林作業道や林道等の



担い手育成のための伐倒造材搬出研修(広島県安芸太田町)



苗木生産に対する支援(長野県南相木村)

整備が約87万㎡行われました。その他、シカ被害防止対策や苗木生産への支援など、地域の森林の課題に応じた取組も行われています。



茨城県取手市と群馬県みなかみ町の友好都市連携による植樹活動



文化・子育て複合施設の木質化(大阪府茨木市)

人材育成の取組では、林業の担い手を育成するための研修等に約1・1万人が参加しました。また、林業従事者への安全防護服の購入補助や、林業に必要な技能講習経

費への助成等の取組が行われています。

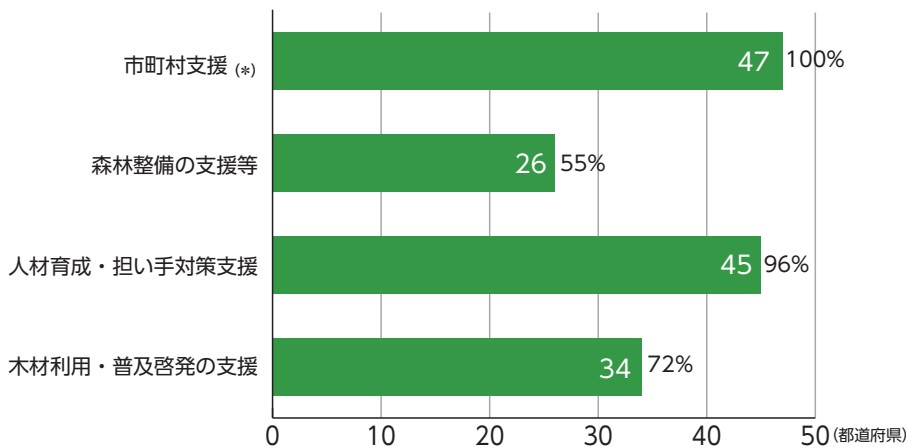
木材利用・普及啓発の取組では、公共建築物の木造・木質化や地域材を使用した木製品の設置等で、約3・1万㎡の木材が利用されるとともに、住民と一体となった森林の保全活動や木育等のイベントが約2,600回開催され、約25万人が参加しました。

また、森林が持つ様々な機能は、市町村の区域を越えて、その恩恵をもたらします。そうした広域的な視点で都市部と山村部の市町村が連携した取組も行われています。具体的には、都市部と山村部の市町村が協定を締結した上で、山村部における森林整備の費用に都市部の譲与税を充当し、それによるCO₂吸収量を都市部でのカーボンオフセットに活用する取組や、都市部の住民による植樹体験や森林環境教育と組み合わせた取組、山村部での森林整備により生産された木材を都市部の木材利用に活用する取組など、双方にメリットが得られるような取組があります。令和5年度には、全国168市町村等の参画により、48件の連携した取組が実施されました。





都道府県における森林環境譲与税の使途(令和5年度)

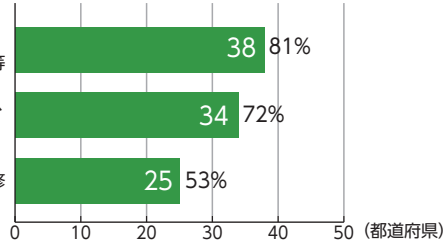


*「市町村支援」の取組内訳

所有者情報の整理や森林情報の精度向上・高度化などの市町村の業務支援のためのシステムの構築等

都道府県レベルの事業支援団体の運営、市町村へのアドバイザー派遣等

市町村職員等の研修



※上記のほか、税の活用によらない支援(研修等)も実施されている。

注1:総務省・林野庁調べ。47都道府県から回答。項目は複数選択可。

注2:グラフ内の実数は都道府県数。割合は、全都道府県数(47)に対するものを表示。

(3) 都道府県における取組

市町村によっては、林業専門の部署がない、林務担当職員が少ないなど、森林・林業行政を担う体制が十分ではない市町村も見られます。このため、譲与税の一定割合(令和5年度は12%)は都道府県に譲与されており、全ての都道府県において、譲与税を活用した市町村支援の取組が行われています。具体的には、市町村の業務支援のため

の森林クラウド等のシステム構築、都道府県単位の事業支援団体(森林経営管理のためのサポートセンター等)の運営・アドバイザー派遣、市町村職員の研修などが挙げられます。このほか、市町村の範囲を超えて広域的に取り組む課題として、人材育成・担い手対策や、木材利用の推進・普及啓発に譲与税を活用する都道府県も多く見られます。

3 林野庁による森林環境譲与税の有効活用に向けた取組と情報発信

林野庁では、市町村における譲与税の有効活用を図るため、人材育成、情報提供、体制整備などの支援を実施しているほか、譲与税の取組の成果等についての情報発信を行っています。

(1) 人材育成(研修の開催等)

林野庁では、市町村への技術的助言・指導を行うことのできる技術者(通称「森林経営管理リーダー」)を育成するため、都道府県の地方機関や市町村支援組織の職員を対象とする「森林経営管理リーダー育成研修」を開催しています。令和元年度からの6年間で、全国43カ所で開催し、のべ923名が受講しました。また、都道府県が実施する市町村職員向けの説明会や研修会等に、林野庁職員を講師として派遣しており、令和6年度は、12月末までに38回の説明会等に職員を派遣しました。

(2) 情報提供(事例集の作成・公表等)

林野庁では、毎年度、各地における譲与税を活用した様々な取組事例を整理した「森林環境譲与税の取組事例集」を作成しています。これまで4冊の事例集を作成して、計480の事例を紹介してきました。

また、都道府県と市町村の関係者に、森林経営管理制度と譲与税に関する最新の動向を伝えるため、令和4年度から情報誌「シューセキ」を発行しています。

このほか、市町村の皆様が譲与税の具体的な使途をイメージできるようにするため、令和4年度に、「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例(通称「ポジティブリスト」)を作成・公表しました。(なお、譲与税の使途は、本リストに掲げられた項目に限られるものではなく、森林整備及び森林整備の促進に該当する内容であれば、地域の実情に応じて、創意工夫による取組を行うことが可能です。)

(3) 体制整備(地域林政アドバイザーの活用促進)

林野庁では、市町村の体制支援として、「地域林政アドバイザー(以下「アドバイザー」という)制度」を設けています。市町村や都道府県が、森林・林業の専門知識を有する技術者をアドバイザーとして委嘱又は業務委託することを支援する制度であり、アドバイザーの活動に要した経費の一部(都道府県:5割、市町村:7割)は、総務省から特別交付税として措置されます。令和5年度には、全国218の自治体で334名のアドバイザーが活動しました。

林野庁では、アドバイザーの募集パンフレットを作成するとともに、アドバイザーの活用を希望する市町村の情報を技術者団体に提供し、当該市町村の一覧を林野庁ウェブサイトで公表しています。

(4) 情報発信・広報等

令和6年度から森林環境税の課税が始まり、譲与税の活用状況に対する社会の関心



どうして、森林を守るの？

人は、はるか昔から森林を守り続けてきました。
森林は安全で豊かな私たちの暮らしを支えているからです。
その働きは森林が健全な状態でなければ発揮されません。
だからこそ私たちの手で整備し、
守っていくことが必要なのです。

私たちの暮らしを支える森林の働き

温室効果ガスの削減

木々は地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素)を吸収します。

自然災害の防止

木々が根を張ることで土砂崩れを防ぎます。また、下草や落葉・枝などが表土の流出を抑えます。

水資源の貯蓄・浄水

雨水をゆっくり土の中に浸透させ、洪水時や無降雨時の川の溢れを調節します。さらに、染み込んだ雨水も浄化します。

森林を守ることは、私たちの暮らしを守ること。

国民一人一人が、森を支える。森林環境税

森林環境税の仕組み

国民の皆様から納税いただいた「森林環境税」は、国を通して「森林環境譲与税」として全国全ての市町村と都道府県に配分され、森林経営管理制度を始めとする森林整備やその促進のための取組に活用されます。
(年間総額約600億円)

森林環境税

年間1,000円を個人住民税に上乗せして徴収
納税義務者 約6,200万人

市町村 都道府県

森林環境譲与税

国から市町村と都道府県に配分
市町村 都道府県

森林整備、人材育成、木材利用、普及啓発の取組に活用

・森林環境税・森林環境譲与税のウェブサイト
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/231018.html>



・森林環境譲与税の取組事例集、ポジティブリスト
https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html



・シューセキ!
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanriseido.html#3.4>



・地域林政アドバイザー
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/tiikirinseiadobaiza.html>



・林野庁Facebook
<https://www.facebook.com/rinyajapan>



が高まっています。

林野庁では、皆様に譲与税による取組の成果・効果を分かりやすく伝えていくために、令和5年度から、森林環境税・森林環境譲与税に関する新たなウェブサイトを開設したほか、SNSによる情報発信、政府広報、各種行事でのパンフレットやパネルを活用した広報を展開しています。

また、実際に譲与税を活用する各自治体にも働きかけを行い、①使途公表ウェブサイトにおいて、取組内容を写真や成果のデータを用いて説明するなどの工夫、②各自自治体の広報誌において特集を組んで取組を紹介、③PR動画や事例集など独自の広報資料の作成、④事業箇所等へ譲与税を活用している旨の表示、⑤事業のプレスリリース等といった、積極的かつ効果的な広報活動の取組が見られるところです。このほか、譲与税の使途の検討に当たって、様々な関係者から成る協議会を立ち上げ検討を行っている例や、市民やボランティア団体などにもアンケートを実施し、地域の森林づくりの方向性と合わせて譲与税の活用方針をビジョンとして作成している例などもあり、使途の検討段階における工夫も見られるところです。

4 おわりに

森林環境税・森林環境譲与税は、地球温暖化や災害を防ぎ、豊かな水を育むなど、私たちの命や暮らしを支えてくれている大切な森林を持続的に守り育てていくため

の、「国民一人一人が、森を支える」仕組みです。

譲与開始から丸5年が経過し、譲与税の活用状況は、活用額、取組実績のいずれも着実に増加傾向にあり、今後も更なる取組の進展が期待されます。

林野庁としても、引き続き、市町村等と協力しながら、各地域での効果的な活用に向けた支援に取り組みとともに、譲与税による成果を積極的に発信してまいります。

